

分類 J220 J21

主管 南亞（支）（總線）

昭和 二八〇

電

本省

二月八日 發

八日 發

青木大東亞大臣

青木支部長代

第一〇號

（一） 旅行許可ニ關スル件
（二） 旅行許可ニ關スル件
（三） 旅行許可ニ關スル件
（四） 旅行許可ニ關スル件
（五） 旅行許可ニ關スル件
（六） 旅行許可ニ關スル件
（七） 旅行許可ニ關スル件
（八） 旅行許可ニ關スル件
（九） 旅行許可ニ關スル件
（十） 旅行許可ニ關スル件

今般南方軍總參謀長ノ名ニ於テ當地軍ニ對シ佛印ヨリ内地、滿洲國、支那、「タイ」ヘノ軍人、軍屬以外ノ旅行許可ハ爾今大
使府ニ於テ與ヘラルヘ、キ旨電報アリタル迄ヲ以テ當地軍備ヨリ
當方ニ聯絡越セルニ軍從屬者、御用商人、飲食業者、慰安所從

委員等一ニ對シ當ニ於テ其ノ旅行ノ際旅券又ハ國籍證明書等ヲ
許與スルコトニ變換アリタルヲ以テ本省ニ稟請スルコトトシ一
返答ヲ密保シタル處既ニ稟商ニ於テハ南方總總務課ノ命ニヨリ此
ノ種ノモノヲ客年十二月末日限り解除シ全部大東亞省ニ移
ル如ク一方の解釋ヲナシ居ルモ當方トシテハ何等本省ヨリ
キ爲之ヲ認メ得サルノミカ所テハ從來トリ來リタル渡航申請書
水泡ニ歸スヘク之カ根本的解決ヲ要スルモノト思考セラルル
區軍省ト協議決定ノ上何分ノ儘至急御同意相煩度
御印大。一タイ一へ轉寫セリ